

<個人・医療法人>

**A18** スタッフの社会診療報酬の一部負担金は徴収するのが原則ですが、徴収していない場合は、実務上は未徴収分を「福利厚生費」として処理します。

健康保険法第63条第3項の規定により、保険医療機関等の療養の給付を受ける者は、当該給付額の一定の割合を一部負担金として当該保険医療機関等に支払わなければならないとし、保険医療機関等は一部負担金の支払いを受けるべきものとしています。

一方、スタッフの一部負担金を免除した場合の税務上の取り扱いは、スタッフのみに平等に一部負担金が免除されているような場合には、一部負担金を収入に計上し、同額を福利厚生費として処理することも認められています。

よって、健康保険法の規定を考慮し、いったん一部負担金をスタッフから受領した後、スタッフからの申請に基づき医療機関から返金するという処理が望ましいと思われます。

なお、特定のスタッフの免除額があまりにも高額となった場合には、そのスタッフの給与として課税される可能性がありますので、注意が必要です。